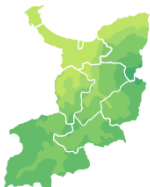


資料 2

令和 7 年 7 月 1 日
第 1 回 使用料等 審議会
鳥取県西部広域行政管理組合

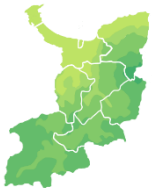
火葬場使用料及び不燃物処理手数料の 見直しについて

西部広域行政管理組合事務局
施設管理課・総務課



目次

1 経緯	3
2 見直しの必要性	3
3 現状	4
4 見直しの論点	6
5 火葬場使用料の論点整理	9
6 不燃物処理手数料の論点整理	13
7 今後の審議の進め方	16



1 経緯

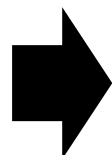
本組合では、「使用料・手数料に係る適正化方針」（平成20年6月30日策定）（以下「適正化方針」という。）において、使用料等の算出方法の考え方を示すとともに、定期的な見直しを行うこととしている。

しかし、火葬場使用料及びリサイクルプラザ不燃物処理手数料（以下「使用料等」という。）については、火葬場使用料は平成29年度に、不燃物処理手数料は平成21年に改定して以来、改定を行っていない。

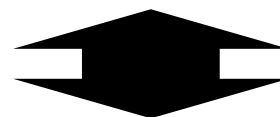
これら使用料等の適正化について、受益者負担の適正化の観点から、本組合の第4次行財政改革大綱実施計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）の取組項目の一つとして掲げているところであり、見直しを行おうとするもの。

2 見直しの必要性

受益者負担の適正化



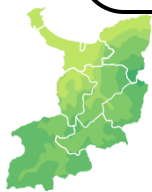
- 利用の有無による住民間の受益と負担の公平性の確保
- 組合・構成市町村の財源投入における、住民間での公平性の確保



- 組合の将来を見据えた財政運営の確立
- 構成市町村の負担金の適正化と健全な財政運営へ寄与



火葬場・リサイクルプラザの
安定的かつ継続的な事業実施



3 現状

(1) 火葬場使用料

ア 前回の改定 平成29年4月1日改定

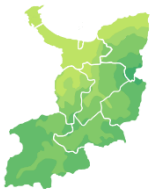
イ 使用料

区分		単位	圏域内居住者	圏域外居住者
火葬	大人	1 体	12,000	49,000
	小人	1 体	7,000	29,000
	死産児	1 胎	4,000	21,000
	改葬遺骸	1 体	3,000	18,000
	系統解剖遺体（主部）	1 体分	3,000	3,000
焼却	生体分離肢体	1 人分	3,000	3,000
	産汚物等	1 kg	1,000	1,000
	系統解剖遺体（残部）	1 体分	7,100	7,100
霊安室	死体	24時間	15,200	25,400
	死産児		7,100	12,200

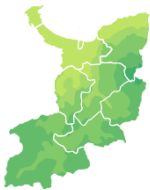
(2) 不燃物処理手数料

ア 前回の改定 平成21年4月1日改定

イ 手数料 178円／10kg ※事業所・個人とも同額



【メモ】



4 見直しの論点

(1) 基本的な考え

① 受益者負担の原則

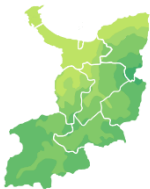
特定の住民が利益を受ける行政サービスは、原則有料とし、当該行政サービスを「利用する者」と「利用しない者」との公平性を確保

② 算定基準の明確化と適正な原価計算

使用料等の算定にあたっては、住民に負担を求めるものであることを踏まえ、住民の理解が得られるよう算定基準を明確にするとともに、そのコストの厳正な算出

(2) 使用料等の算出方法の原則

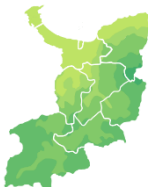
$$\text{使用料等} = \underbrace{\frac{\text{費用（コスト）}}{\text{火葬件数・ごみ処理量}}}_{\text{件数・処理量あたりの使用料等の「原価」}} \times \underbrace{\text{受益者負担率}}_{\text{原価に対し利用者が負うべき割合}} \times \underbrace{\text{他団体等との均衡激変緩和措置}}_{\text{考慮すべき事項}}$$



4 見直しの論点

(3) 算出の各要素の検討ポイント

要素	検討ポイント
【1】 費用（コスト）	○火葬・ごみ処理に係る費用として計上すべきものについて検討 ・火葬・ごみ処理に係る直接経費、人件費、施設維持費、施設改修費などのランニングコスト ・当初建設工事費、初期の備品購入費などのイニシャルコスト ○算出に用いるデータについて検討 ・過去の実績とするか、今後の見込額とするか
【2】 火葬件数・ごみ処理量	○算出に用いるデータについて検討 ・過去の実績とするか、今後の見込額とするか
【3】 受益者負担率	○使用料等の原価に対し、受益者が負担すべき割合について検討 ・火葬・ごみ処理にかかる公共性の強さや日常生活での必需性の度合い、民間に同様な事業があるか否かなど
【4】 他団体等との均衡	○県内外の他団体における同施設の使用料等との均衡を考慮について検討 ・他団体等の使用料等の算出方法、算出根拠などを検証
【5】 激変緩和措置	○大幅な増減による住民負担の激変緩和措置の必要性について検討



4 見直しの論点

※本組合の適正化方針における受益者負担の考え方

【参考1】使用料・手数料とは

① 使用料

使用料は、施設・サービスを利用する受益者から必要な費用を徴収するもの。

受けるサービス等の性格（広く利用されるものか、特定の者のみが利用するか等）により、受ける便益の範囲や程度に差があるため、受けるサービス等の性格を反映した受益者が負担すべき割合を考慮する。

② 手数料

手数料は、特定の者の利益のための役務の提供に係る経費であり、当該サービス等の原価とする。

【参考2】受益者負担の考え方

1 サービスの性格を踏まえた区分の基準

サービスの性格等に基づき、次のように区分する。

(1) 行政サービスの必要性

- ア 必需的サービス …日常生活上、多くの市民が必要とするサービス
- イ 選択的サービス …余暇や趣味など、特定市民が利用するサービス

(2) 行政サービスの市場代替性

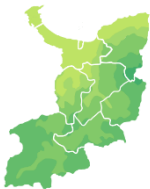
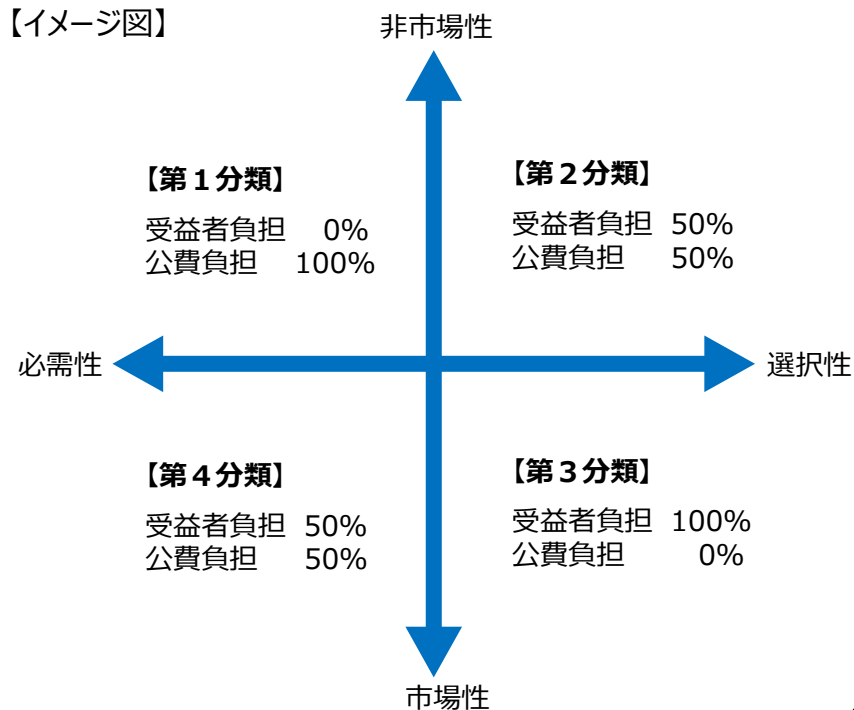
- ア 市場的サービス …民間でも供給されているサービス
- イ 非市場的サービス …民間にはなく、主として行政が提供するサービス

2 サービスの分類と受益者負担の考え方

上記の区分を分類し、受益者負担と公費負担の標準割合を示す。

- 【第1分類】－必需的・非市場的サービス（例：道路、公園、図書館等）
- 【第2分類】－選択的・非市場的サービス（例：体育館、野球場等）
- 【第3分類】－選択的・市場的サービス（例：駐車場、テニスコート、水泳場等）
- 【第4分類】－必需的・市場的サービス（例：市営住宅等）

【イメージ図】



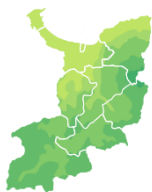
5 火葬場使用料の論点整理

(1) 現行使用料の算出方法と今回の論点

要素	検討ポイント	現行手数料（H29改定時）	今回の論点
【1】 費用 （コスト）	対象費用	【算入経費】 人件費、光熱水費、委託料、維持補修費（軽易なもの） 【除外経費】 当初建設工事費、大規模改修費、基幹設備修繕費	○イニシャルコスト、大規模改修費等の扱い ※
	算出に用いるデータ	平成23～27年度（過去5か年）決算額の平均	○今後の所要見込みとするか ※ 3年ごとに見直しを行う方針 ※ 物価高騰を踏まえた所要額の算出
【2】 火葬件数	算出に用いるデータ	平成23～27年度（過去5か年）実績の平均	※費用のデータに合わせる
【3】 受益者負担率	受益者が負担すべき割合	サービス分類を【第2分類】とし、受益者負担率50%と設定 ※使用料原価 32,283円 × 50% = 16,000円	○サービス分類【第2分類】（受益者負担率50%）とするか
【4】 他団体等との均衡	他団体との均衡		○他団体の使用料水準との均衡
【5】 激変緩和措置	激変緩和措置	H8年度の使用料改定 5,000円→8,000円（上昇幅1.6倍）を上限とする →8,000円 × 1.6 = 12,000円 を上限	○現行使用料との均衡 ○措置実施の可否
現 使用料（H29.4～）		12,000円／圏域内・大人1体 ※受益者負担率 37%	○圏域内・大人1体を基準として検討 ※他の使用料区分の決定方法

※イニシャルコスト、大規模改修費等の扱いについて

・使用料の算出にあたり、事業に係る経常経費や火葬に係る燃料費等の直接経費だけでなく、当初建設工事費（イニシャルコスト）や施設・設備の修繕・改良等の投資的経費についても、継続的な事業実施のための必要経費として、利用者に応分の負担を求めるべきか否かについて、他の圏域や自治体の状況等を踏まえて検討。



5 火葬場使用料の論点整理

【Ver. 1】

費用（コスト）に、大規模改修費等を含まない

※H29.4改定時に準じたもの

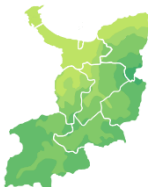
【参考】 過去 5 年間の運営状況と受益者負担率の状況

(千円)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
火葬件数（圏域内居住者）(A)	2,666件	2,579件	2,773件	2,890件	2,879件
施設維持管理費 (B) ※	83,697	81,213	82,074	87,294	87,025
使用料原価 (B/A=C) (円)	32,328円	32,075円	30,376円	31,066円	31,070円
受益者負担率 (12,000円/C)	37.1%	37.4%	39.5%	38.6%	38.6%
【参考】 使用料収入実績	34,773	33,569	35,509	37,352	36,697

※施設維持管理費(B) は、H29.4改定時の積算費用に準じたもの

(施設維持に係る経常経費（軽易な維持補修費を含む）を含むが、大規模改修費等は含まない。)



5 火葬場使用料の論点整理

【Ver. 2】

費用（コスト）に、大規模改修費等を含む

【参考】 過去 5 年間の運営状況と受益者負担率の状況

(千円)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
火葬件数（圏域内居住者）(A)	2,666件	2,579件	2,773件	2,890件	2,879件
施設維持管理費 (B)	83,697	81,213	82,074	87,294	87,025
大規模改修費等 (C)	22,935	22,935	22,935	22,935	22,935
施設維持管理費等 (B+C=D)	106,632	104,148	105,009	110,229	109,960
使用料原価 (D/A=E) (円)	41,187円	41,133円	38,864円	39,228円	39,258円
受益者負担率 (12,000円/E)	29.1%	29.2%	30.9%	30.6%	30.6%
【参考】 使用料収入実績	34,773	33,569	35,509	37,352	36,697

※施設維持管理費等(D) は、施設維持管理費(B) に大規模改修費等(C)（実施周期に応じた年平均額）を加えたもの

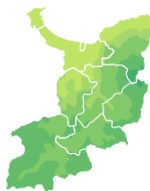
【参考】 大規模改修費等(C)は、次の費用の合計。

※大規模改修費 概ね30年に一度実施（建物の大規模改修）

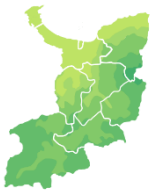
・前回 令和2年度に実施 ※費用 約3億9500万円／30年

※基幹設備修繕費 概ね10年ごとに実施（火葬炉の定期的な大規模改修）

・直近 平成29、30年度に実施 ※費用 約9800万円／10年（次回 令和8～10年度に実施予定の所要見込額）



【メモ】



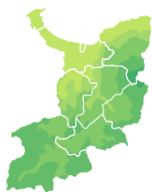
6 不燃物処理手数料の論点整理

(1) 現行手数料の算出方法と今回の論点

要素	検討ポイント	現行手数料（H21改定時）	今回の論点
【1】 費用 （コスト）	対象費用	【算入経費】 人件費、光熱水費、維持補修費 【除外経費】 当初建設工事費、大規模改修費、最終処分場経費	○イニシャルコスト、大規模改修費の扱い ※ ○最終処分場経費の扱い
	算出に用いる データ	平成19年度決算額 ※古紙類等の有価物売払収入を除く	○今後の所要見込みとするか ※3年ごとに見直しを行う方針 ※物価高騰を踏まえた所要額の算出
【2】 処理量	算出に用いる データ	平成19年度実績 ※処理対象ごみ …不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ、 ペットボトル	※データは費用に合わせる
【3】 受益者負担率	受益者が負担 すべき割合	手数料のため手数料原価（受益者負担率 100%）	○受益者負担率を考慮するか ※考慮した場合の受益者負担率の考え方
【4】 他団体等との 均衡	他団体との均衡	H21改定時の中部広域、境港市の手数料と同額とした ※手数料原価 286円 →170円/10kg ※受益者負担率 59%	○他団体の手数料水準との均衡
【5】 激変緩和措置	激変緩和措置	（参考）事業所分 113円/10kg→170円（約1.5倍に改定） ※一般家庭直接搬入分は、無料から有料化	○現行手数料との均衡 ○措置実施の可否
現 手数料（R1.10～）		178円/10kg ※H26、R1消費税率改正により改定	○住民と事業者で分けるか

※イニシャルコスト、大規模改修費の扱いについて

・手数料の算出にあたり、事業に係る経常経費や不燃物処理に係る直接経費だけでなく、当初建設工事費（イニシャルコスト）や施設・設備の修繕・改良等の投資的経費についても、継続的な事業実施のための必要経費として、利用者に応分の負担を求めるか否かについて、他の圏域や自治体の状況等を踏まえて検討。



6 不燃物処理手数料の論点整理

【Ver. 1】

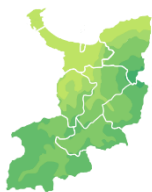
費用（コスト）に、大規模改修費を含まない
※H29.4改定時に準じたもの

【参考】 過去5年間の運営状況と受益者負担率の状況

		(千円)				
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
処理対象ごみ搬入量 (t) (A)		4,676.35	4,957.25	4,782.37	4,586.93	4,342.11
	資源ごみ (t)	1,435.40	1,444.00	1,385.93	1,328.86	1,248.17
	不燃ごみ (t)	2,339.50	2,536.22	2,425.38	2,320.42	2,203.51
	不燃粗大ごみ (t)	543.50	605.27	585.16	536.12	490.77
	ペットボトル (t)	357.95	371.76	385.90	401.53	399.66
施設維持管理費 (B) ※		401,616	431,142	403,311	380,779	361,260
有価物売払収入 (C)		25,486	19,438	25,984	39,201	41,801
手数料算定 費用 (B-C=D)		376,130	411,704	377,327	341,578	319,458
手数料原価 (D/A=E) ※円/10kg		804円	831円	789円	745円	736円
受益者負担率 (178円/E)		22.1%	21.4%	22.6%	23.9%	24.2%
【参考】 手数料収入実績		7,312	7,322	6,863	7,008	6,944

※施設維持管理費(B)は、H29.4改定時の積算費用に準じたもの

- ・施設運営、事業実施に係る経常経費のほか、毎年度の恒常的な維持補修工事費（交換周期3年以内の維持補修費）は含んでいる。（大規模改修費は除く。）



6 不燃物処理手数料の論点整理

【Ver. 2】

費用（コスト）に、大規模改修費を含む

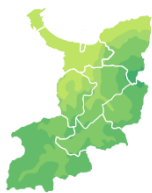
【参考】 過去5年間の運営状況と受益者負担率の状況

(千円)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
処理対象ごみ搬入量 (t) (A)	4,676.35	4,957.25	4,782.37	4,586.93	4,342.11
資源ごみ (t)	1,435.40	1,444.00	1,385.93	1,328.86	1,248.17
不燃ごみ (t)	2,339.50	2,536.22	2,425.38	2,320.42	2,203.51
不燃粗大ごみ (t)	543.50	605.27	585.16	536.12	490.77
ペットボトル (t)	357.95	371.76	385.90	401.53	399.66
施設維持管理費 (B)	401,617	431,143	403,311	380,779	361,260
大規模改修費 (C)	43,667	43,667	43,667	43,667	43,667
施設維持管理費等 (B+C=D) ※	445,284	474,810	446,978	424,446	404,927
有価物売払収入 (E)	25,487	19,438	25,984	39,202	41,802
手数料算定 費用 (D-E=F)	419,797	455,372	420,994	385,244	363,125
手数料原価 (F/A=G) ※円/10kg	898円	919円	880円	840円	836円
受益者負担率 (178円/G)	19.8%	19.4%	20.2%	21.2%	21.3%
【参考】 手数料収入実績	7,312	7,322	6,863	7,008	6,944

※施設維持管理費等(D)は、施設維持管理費(B)に大規模改修費(C)（実施周期に応じた年平均額）を加えたもの

【参考】 大規模改修費(C) 概ね20年に一度実施（建物の大規模改修、基幹設備(プラント)の修繕・改良等）
・前回 平成25～30年度に実施 ※費用 約8億7400万円/20年



7 今後の審議の進め方

委員会	期日	内容
第1回	7月 1日	使用料等の見直しについて諮問 ・見直しに係る論点・基礎資料の提示 ・見直しの方向性について意見交換
第2回	7月 日	第1回での意見、結果を踏まえ、具体的な改定額を検討 ・事務局から条件別の試算額を提示
第3回	月 日	具体的な改定額を検討 審議会としての意見を整理・集約
第4回	月 日	管理者への答申（案）の検討 審議会答申を決定

